

令和 8 年 2 月 26 日 開 会

①

# 令和 8 年 第 1 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案

茨 城 県

## 令和8年第1回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第1号議案 令和8年度茨城県一般会計予算	1
第2号議案 令和8年度茨城県競輪事業特別会計予算	17
第3号議案 令和8年度茨城県公債管理特別会計予算	19
第4号議案 令和8年度茨城県市町村振興資金特別会計予算	21
第5号議案 令和8年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算	23
第6号議案 令和8年度茨城県立医療大学付属病院特別会計予算	25
第7号議案 令和8年度茨城県国民健康保険特別会計予算	27
第8号議案 令和8年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	29
第9号議案 令和8年度茨城県中小企業事業資金特別会計予算	31
第10号議案 令和8年度茨城県農業改良資金特別会計予算	33
第11号議案 令和8年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算	35
第12号議案 令和8年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算	37
第13号議案 令和8年度茨城県港湾事業特別会計予算	39
第14号議案 令和8年度茨城県都市計画事業土地地区画整理事業特別会計予算	41
第15号議案 令和8年度茨城県病院事業会計予算	43
第16号議案 令和8年度茨城県水道事業会計予算	47
第17号議案 令和8年度茨城県工業用水道事業会計予算	50
第18号議案 令和8年度茨城県地域振興事業会計予算	52
第19号議案 令和8年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算	55
第20号議案 令和8年度茨城県流域下水道事業会計予算	57
第21号議案 茨城県税外収入金の延滞金徴収条例及び茨城県行政手続条例の一部を改正する条例	59
第22号議案 茨城県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	61
第23号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	62
第24号議案 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	71
第25号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	72
第26号議案 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	74
第27号議案 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	75
第28号議案 茨城県国民健康保険条例の一部を改正する条例	76
第29号議案 茨城県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	77
第30号議案 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	78
第31号議案 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	79
第32号議案 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	80
第33号議案 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	82

第34号議案	児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	83
第35号議案	茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	84
第36号議案	茨城県立笠間陶芸高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	85
第37号議案	茨城県建築基準条例の一部を改正する条例	86
第38号議案	茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例	87
第39号議案	茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	88

予 算

# 第1号議案

## 令和8年度 茨城県一般会計予算

令和8年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,359,923,773千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第18款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		447,054,900 <small>千円</small>
	1 県 民 税	149,408,460
	2 事 業 税	116,580,487
	3 地 方 消 費 税	99,268,140
	4 不 動 産 取 得 税	7,817,873
	5 県 た ば こ 税	3,838,444
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,573,036
	7 軽 油 引 取 税	16,566,609
	8 自 動 車 税	48,089,215
	9 鉱 区 税	3,217
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	2,699,341
	11 狩 猟 税	32,474
	12 旧 法 に よ る 税	177,604
2 利 子 割 清 算 金		1,426,501
	1 利 子 割 清 算 金	1,426,501
3 地 方 消 費 税 清 算 金		162,575,258
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	162,575,258
4 地 方 譲 与 税		72,235,443
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	68,591,688
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,888,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	93,000

	4 自動車重量譲与税	566,809
	5 森林環境譲与税	94,946
	6 航空機燃料譲与税	1,000
5 地方特例交付金		19,800,000
	1 地方特例交付金	19,800,000
6 地方交付税		224,700,000
	1 地方交付税	224,700,000
7 交通安全対策特別交付金		656,000
	1 交通安全対策特別交付金	656,000
8 分担金及び負担金		7,583,967
	1 分担金	570,383
	2 負担金	7,013,584
9 使用料及び手数料		15,563,515
	1 使用料	11,097,761
	2 手数料	836,757
	3 証紙収入	3,628,997
10 国庫支出金		152,514,911
	1 国庫負担金	56,765,296
	2 国庫補助金	94,043,896
	3 委託金	1,705,719
11 財産収入		2,808,662
	1 財産運用収入	2,138,623
	2 財産売却収入	670,039
12 寄附金		1,474,771
	1 寄附金	1,474,771

13	繰入金		55,342,786
		1 特別会計繰入金	425,387
		2 基金繰入金	54,917,399
14	繰越金		5,000,000
		1 繰越金	5,000,000
15	諸収入		108,406,759
		1 延滞金、加算金及び過料	444,418
		2 県預金利子	305,132
		3 公営企業貸付金元利収入	43,906
		4 貸付金元利収入	91,168,943
		5 受託事業収入	3,304,056
		6 収益事業収入	7,343,594
		7 雑収入	5,796,710
16	県債		82,780,300
		1 県債	82,780,300
	歳入合計		1,359,923,773

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 2,022,021
	1 議 会 費	2,022,021
2 総 務 費		49,639,786
	1 総 務 管 理 費	31,892,995
	2 徴 税 費	13,958,745
	3 市 町 村 振 興 費	1,640,823
	4 選 挙 費	1,415,081
	5 人 事 委 員 会 費	153,054
	6 監 査 委 員 費	179,088
	7 諸 費	400,000
3 企 画 開 発 費		16,507,301
	1 企 画 費	10,070,204
	2 開 発 費	5,850,517
	3 統 計 調 査 費	586,580
4 生 活 環 境 費		19,258,413
	1 生 活 文 化 費	1,845,779
	2 環 境 保 全 費	17,412,634
5 防 災 ・ 危 機 管 理 費		5,744,567
	1 防 災 費	4,862,111
	2 災 害 救 助 費	882,456
6 保 健 医 療 費		146,096,408
	1 保 健 医 療 費	113,535,777
	2 保 健 所 費	4,276,706

	3 医 藥 費	12,865,787
	4 環 境 衛 生 費	1,375,844
	5 公 衆 衛 生 費	14,042,294
7 福 祉 費		95,779,502
	1 福 祉 政 策 費	3,537,002
	2 生 活 保 護 費	5,510,450
	3 障 害 福 祉 費	37,890,844
	4 長 寿 福 祉 費	4,187,290
	5 児 童 福 祉 費	44,653,916
8 勞 働 費		7,592,149
	1 勞 働 政 策 費	4,179,742
	2 産 業 人 材 育 成 費	3,282,632
	3 勞 働 委 員 会 費	129,775
9 農 林 水 産 業 費		44,072,766
	1 農 業 費	13,869,587
	2 畜 産 業 費	2,785,569
	3 林 業 費	5,850,798
	4 水 産 業 費	4,395,575
	5 農 地 費	17,171,237
10 営 業 戦 略 費		7,252,023
	1 営 業 企 画 ・ 広 報 費	1,124,241
	2 誘 客 ・ 販 路 拡 大 推 進 費	4,176,641
	3 国 際 ビ ジ ネ ス 推 進 費	1,951,141
11 立 地 推 進 費		14,646,798
	1 立 地 推 進 費	14,646,798

12 商 工 費		92,542,812
	1 産 業 政 策 費	86,091,162
	2 技 術 振 興 費	3,183,642
	3 中 小 企 業 費	3,268,008
13 土 木 費		100,617,222
	1 土 木 管 理 費	4,631,043
	2 道 路 橋 梁 費	62,209,569
	3 河 川 海 岸 費	19,697,678
	4 港 灣 費	5,117,357
	5 都 市 計 画 費	4,902,433
	6 住 宅 費	4,059,142
14 警 察 費		71,790,109
	1 警 察 管 理 費	65,173,806
	2 警 察 活 動 費	6,616,303
15 教 育 費		322,460,506
	1 教 育 総 務 費	73,174,384
	2 小 学 校 費	88,217,685
	3 中 学 校 費	49,323,230
	4 高 等 学 校 費	64,612,051
	5 特 別 支 援 学 校 費	32,113,534
	6 社 会 教 育 費	5,017,366
	7 保 健 体 育 費	10,002,256
16 災 害 復 旧 費		789,205
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	139,323
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,882

17 公 債 費		163,269,727
	1 公 債 費	163,269,727
18 諸 支 出 金		198,842,458
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,801,126
	2 利子割交付金	1,054,663
	3 地方消費税清算金	95,032,019
	4 地方消費税交付金	82,390,990
	5 配当割交付金	3,891,455
	6 株式等譲渡所得割交付金	4,843,355
	7 環境性能割交付金	36,141
	8 法人事業税交付金	8,679,971
	9 公営企業貸付金	96,610
	10 利子割清算金	1,016,128
19 予 備 費		1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000
歳 出 合 計		1,359,923,773

第2表 債務負担行為  
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地 方 債 証 券 共 同 発 行 連 帯 債 務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 令和8年度 至 令和18年度	元金1,189,000,000千円及びこれに対する利子相当額
環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和8年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和9年度 至 令和15年度	融資総額1億5,323万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環 境 保 全 施 設 整 備 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、令和8年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和9年度 至 令和28年度	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
い ば ら き 消 防 指 令 セ ン タ ー 通 信 指 令 機 器 更 新 事 業 費 用 負 担 協 定	いばらき消防指令センター通信指令機器更新事業に係る費用負担について、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会と協定を締結する。	自 令和9年度 至 令和10年度	392,700千円
古 河 保 健 所 新 築 工 事 請 負 契 約	古河保健所新築工事に係る工事請負契約を締結する。	令 和 9 年 度	747,617千円
つ く ば 保 健 所 改 築 工 事 請 負 契 約	つくば保健所改築工事に係る工事請負契約を締結する。	令 和 9 年 度	822,803千円
潮 来 保 健 所 新 築 工 事 請 負 契 約	潮来保健所新築工事に係る工事請負契約を締結する。	令 和 9 年 度	718,963千円
が ん 先 進 医 療 費 利 子 補 給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和9年度 至 令和15年度	融資総額300万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
地 域 医 療 医 師 修 学 資 金 貸 与 契 約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和9年度 至 令和13年度	927,000千円

医師教育資金 利子補給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和9年度 至 令和15年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
医師海外派遣事業 費用負担協定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	自 令和9年度 至 令和10年度	18,000千円
地域医療薬剤師修学 資金貸与契約	茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和9年度 至 令和13年度	12,000千円
病院薬剤師奨学金返済 支援事業費補助	茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金制度に基づき、薬剤師不足地域内の病院で新たに勤務を開始した薬剤師が独立行政法人日本学生支援機構等に対して奨学金を返済した額の一部を補助する。	自 令和9年度 至 令和15年度	16,500千円
創業支援融資 損失補償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和23年度	54,000千円
女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和23年度	47,000千円
新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和23年度	58,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和23年度	270,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和20年度	71,000千円

再生支援融資 損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和23年度	44,000千円
災害対策融資 損失補償	災害対策融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和23年度	2,100千円
借換融資 損失補償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和23年度	56,000千円
失業者等生活資金 融資損失補償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和14年度	1,250千円
離職者等再就職訓練 業務委託契約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	自 令和9年度 至 令和10年度	14,388千円
離職者等再就職訓練 業務委託契約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	令和9年度	3,498千円
水戸産業技術専門学院 実習棟建設 工事請負契約	水戸産業技術専門学院の実習棟建設に係る工事請負契約を締結する。	令和9年度	1,725,210千円
つくば国際会議場 大ホール設備更新 業務委託契約	つくば国際会議場の大ホール設備更新業務に係る委託契約を締結する。	令和9年度	238,439千円
野菜価格安定対策 事業費補助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和8年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 令和8年度 至 令和9年度	243,842千円
農業近代化資金 利子補給	農業近代化資金融通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和8年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和9年度 至 令和28年度	融資総額32億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額

農業経営負担軽減支援資金利子補給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和8年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和9年度 至 令和23年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等利子補給（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和8年度において1億1千万円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和9年度 至 令和20年度	融資総額1億1千万円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第4条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等損失補償（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	令和11年度以降	44,000千円
農業ビジネス保証制度融資損失補償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和28年度	31,250千円
漁業近代化資金等利子補給	漁業近代化資金融通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、令和8年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和9年度 至 令和31年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、令和8年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和9年度 至 令和11年度	融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額
県営かんがい排水事業工事請負契約	上備前川排水機場地区の排水ポンプ設備工事に係る工事請負契約を締結する。	令和9年度	400,000千円
県営かんがい排水事業工事請負契約	長井戸沼湛水防除機場2期地区の排水ポンプ設備工事に係る工事請負契約を締結する。	自 令和9年度 至 令和10年度	600,000千円
地方道路整備工事請負契約	一般国道123号、東茨城郡城里町御前山地先の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和9年度	1,000,000千円
地方道路整備業務委託契約	主要地方道野田牛久線、守谷市大柏地内の地方道路整備に係る委託契約を締結する。	令和9年度	290,000千円

地方道路整備費用負担協定	主要地方道野田牛久線、守谷市大柏地先の地方道路整備に係る費用負担について、千葉県知事と協定を締結する。	令和9年度	120,000千円
合併市町村幹線道路緊急整備支援事業工事請負契約	常陸太田市道0139号線、常陸太田市真弓町地内の常陸太田工区外1箇所の合併市町村幹線道路緊急整備に係る工事請負契約を締結する。	自 令和9年度 至 令和11年度	9,990,000千円
地方道路整備費用負担契約	主要地方道常陸那珂港山方線、那珂市額田南郷地内の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和9年度 至 令和15年度	7,000,000千円
国補河川改修工事請負契約	一級河川桜川、つくば市小田地先外5箇所の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和9年度	700,000千円
茨城県土地開発公社事業資金借入金債務保証	新県立病院建設用地先行取得等に係る金融機関の茨城県土地開発公社に対する事業運営資金の融資について、県がその債務を保証する旨の契約を金融機関と締結する。	自 令和8年度 至 令和13年度	3,230,000千円
県営住宅建設工事請負契約	大島アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	令和9年度	832,100千円
県立学校外構工事請負契約	(仮称)神栖特別支援学校の外構工事に係る工事請負契約を締結する。	令和9年度	379,593千円
自然博物館展覧会開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和9年度	473千円
近代美術館展覧会開催業務委託契約	近代美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和9年度	2,200千円
陶芸美術館展覧会開催業務委託契約	陶芸美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和9年度	5,500千円
放置車両確認等事務委託契約	放置車両の確認及び標章の取付け事務に係る委託契約を締結する。	令和9年度	26,308千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	292,900	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	411,900			
土地改良事業	2,987,300			
河川事業	12,542,700			
海岸整備事業	165,300			
砂防事業	72,300			
急傾斜地崩壊対策事業	269,500			
港湾整備事業	1,311,800			
道路橋梁整備事業	25,961,600			
街路事業	1,600			
空港整備事業	93,300			
放課後児童クラブ整備事業	61,200			
産業技術専門学院整備事業	904,700			
栽培漁業センター施設整備事業	42,400			
体育施設整備事業	122,900			
公営住宅建設事業	606,900			
過年補助災害復旧事業	18,000			
現年補助災害復旧事業	185,300			
過年直轄災害復旧事業	81,000			
現年直轄災害復旧事業	29,800			
単独災害復旧事業	173,300			
保護施設整備事業	15,000			
児童福祉施設整備事業	25,100			
老人福祉施設整備事業	521,800			

障害福祉施設整備事業	369,200			
総合福祉会館整備事業	316,400			
青少年会館整備事業	2,600			
県庁舎等整備事業	614,300			
交通安全施設整備事業	1,085,200			
警察施設整備事業	2,376,400			
公園事業	516,700			
高校整備事業	5,230,100			
文化施設整備事業	660,700			
社会教育施設整備事業	409,100			
特別支援学校整備事業	2,403,700			
空港周辺整備事業	102,100			
地域鉄道設備等整備事業	37,500			
災害救助対策事業	2,700			
被災者生活再建支援基金出資金	848,900			
狩猟者研修センター整備事業	41,100			
鳥獣センター整備事業	4,800			
消防施設整備事業	61,300			
県立医療大学設備整備事業	422,300			
感染症指定医療機関施設整備事業	251,600			
農業大学校施設整備事業	177,800			
農業総合センター施設整備事業	23,300			
農業改良普及センター施設整備事業	10,400			
土地改良事務所施設整備事業	26,600			
自然観察施設整備事業	18,000			
産業技術イノベーションセンター施設整備事業	22,400			

繊維高分子研究所整備事業	63,700			
笠間陶芸大学校整備事業	1,300			
いばらき量子ビーム研究センター整備事業	9,900			
つくば国際会議場整備事業	104,100			
県民文化センター施設整備事業	159,900			
霞ヶ浦環境科学センター整備事業	299,200			
園芸リサイクルセンター整備事業	73,500			
園芸種苗センター施設整備事業	4,700			
原種苗センター整備事業	12,800			
畜産センター施設整備事業	10,300			
家畜保健衛生所施設整備事業	4,000			
林業技術センター施設整備事業	4,300			
水産試験場施設整備事業	90,700			
保健所施設整備事業	1,490,000			
食肉衛生検査所施設整備事業	900			
動物指導センター施設整備事業	1,400			
いばらき予防医学プラザ整備事業	2,400			
公共処分場整備事業	4,251,600			
地域活性化事業	174,200			
デジタル活用推進事業	1,418,400			
防災対策事業	492,700			
地方道路等整備事業	7,874,600			
緊急防災・減災事業	689,700			
上水道事業出資金	2,290,000			40年以内 (据置期間を含む。)
県央地域工業用水道事業	315,800			30年以内 (据置期間を含む。)
災害援護資金貸付金	7,400	普通貸借	無利子	12年以内 (据置期間を含む。)
合計	82,780,300			

## 第2号議案

### 令和8年度 茨城県競輪事業特別会計予算

令和8年度茨城県競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,299,050千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 収 入		25,299,050 <sup>千円</sup>
	1 競 輪 事 業 収 入	24,373,661
	2 繰 入 金	314,090
	3 繰 越 金	611,299
歳 入 合 計		25,299,050

歳 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 支 出		25,299,050 <sup>千円</sup>
	1 競 輪 事 業 費	24,200,118
	2 積 立 金	19,159
	3 繰 出 金	200,000
	4 予 備 費	879,773
歳 出 合 計		25,299,050

### 第3号議案

## 令和8年度 茨城県公債管理特別会計予算

令和8年度茨城県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143,469,671千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	79,325,600 <sup>千</sup>	債券発行又は普通貸借(他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)
計	79,325,600			

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		143,469,671 <sup>千円</sup>
	1 財 産 収 入	565,706
	2 繰 入 金	63,578,365
	3 県 債	79,325,600
歳 入 合 計		143,469,671

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 支 出		143,469,671 <sup>千円</sup>
	1 公 債 費	143,469,671
歳 出 合 計		143,469,671

## 第4号議案

### 令和8年度 茨城県市町村振興資金特別会計予算

令和8年度茨城県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ729,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		729,000 <sup>千円</sup>
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	728,999
歳 入 合 計		729,000

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 支 出		729,000 <sup>千円</sup>
	1 市 町 村 振 興 資 金 支 出	728,000
	2 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		729,000

## 第5号議案

### 令和8年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算

令和8年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,999,551千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 収 入		2,999,551 <sup>千円</sup>
	1 事 業 収 入	908,261
	2 財 産 収 入	334,191
	3 繰 越 金	1,317,740
	4 諸 収 入	418,002
	5 使 用 料	1,357
	6 国 庫 支 出 金	20,000
歳 入 合 計		2,999,551

歳 出

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 費		2,999,551 <sup>千円</sup>
	1 鹿 島 開 発 事 業 費	1,999,365
	2 公 債 費	990,186
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		2,999,551

## 第6号議案

### 令和8年度 茨城県立医療大学附属病院特別会計予算

令和8年度茨城県立医療大学附属病院特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,644,939千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立医療大学附属病院整備事業	千円 323,200	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	323,200			

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 立 医 療 大 学 付 属 病 院 収 入		3,644,939 <sup>千円</sup>
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	1,869,052
	2 財 産 収 入	1,278
	3 繰 入 金	1,418,090
	4 繰 越 金	30,000
	5 諸 収 入	3,319
	6 県 債	323,200
歳 入 合 計		3,644,939

歳 出

款	項	金 額
1 県 立 医 療 大 学 付 属 病 院 費		3,644,939 <sup>千円</sup>
	1 病 院 運 営 費	3,207,797
	2 研 究 研 修 費	6,242
	3 公 債 費	428,400
	4 予 備 費	2,500
歳 出 合 計		3,644,939

## 第7号議案

### 令和8年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

令和8年度茨城県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ237,728,345千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		237,728,345 <sup>千円</sup>
	1 負担金	74,764,441
	2 国庫支出金	65,256,119
	3 財産収入	23,104
	4 繰入金	14,242,288
	5 繰越金	3,458,912
	6 諸収入	79,983,481
歳入合計		237,728,345

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険費		237,728,345 <sup>千円</sup>
	1 国民健康保険費	236,494,687
	2 積立金	1,233,558
	3 予備費	100
歳出合計		237,728,345

## 第 8 号議案

### 令和 8 年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和 8 年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ196,930千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金収入		196,930 <sup>千円</sup>
	1 繰入金	2,720
	2 貸付返納金	101,670
	3 繰越金	92,526
	4 諸収入	14
歳入合計		196,930

歳 出

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金支出		196,930 <sup>千円</sup>
	1 母子・父子・寡婦福祉貸付費	195,164
	2 予備費	1,766
歳出合計		196,930

## 第9号議案

### 令和8年度 茨城県中小企業事業資金特別会計予算

令和8年度茨城県中小企業事業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ803,213千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 収 入		803,213 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	29,116
	2 繰 越 金	5,222
	3 諸 収 入	768,875
歳 入 合 計		803,213

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出		803,213 <sup>千円</sup>
	1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出	799,514
	2 予 備 費	3,699
歳 出 合 計		803,213

## 第10号議案

### 令和8年度 茨城県農業改良資金特別会計予算

令和8年度茨城県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,113千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		18,113 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	4,227
	2 繰 越 金	9,740
	3 諸 収 入	4,146
歳 入 合 計		18,113

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 支 出		18,113 <sup>千円</sup>
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	13,863
	2 業 務 勘 定 支 出	4,244
	3 予 備 費	6
歳 出 合 計		18,113

## 第11号議案

### 令和8年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和8年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,343千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金収入		71,343 <sup>千円</sup>
	1 繰入金	342
	2 繰越金	70,001
	3 諸収入	1,000
歳入合計		71,343

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金支出		71,343 <sup>千円</sup>
	1 貸付金勘定支出	70,000
	2 業務勘定支出	343
	3 予備費	1,000
歳出合計		71,343

## 第12号議案

### 令和8年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和8年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,343千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		51,343 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	1,339
	2 繰 越 金	34,807
	3 諸 収 入	15,197
歳 入 合 計		51,343

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金支出		51,343 <sup>千円</sup>
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	50,000
	2 業 務 勘 定 支 出	1,339
	3 予 備 費	4
歳 出 合 計		51,343

## 第13号議案

### 令和8年度 茨城県港湾事業特別会計予算

令和8年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,006,163千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	千円 7,561,600	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)
計	7,561,600			

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 収 入		12,006,163 <sup>千円</sup>
	1 使 用 料	1,796,409
	2 財 産 収 入	423,868
	3 繰 入 金	2,071,253
	4 繰 越 金	2,000
	5 諸 収 入	151,033
	6 県 債	7,561,600
歳 入 合 計		12,006,163

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 費		12,006,163 <sup>千円</sup>
	1 港 湾 総 務 費	133,454
	2 港 湾 管 理 費	1,929,242
	3 港 湾 振 興 費	51,584
	4 港 湾 建 設 費	5,783,200
	5 公 債 費	4,106,683
	6 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		12,006,163

## 第14号議案

### 令和8年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

令和8年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,560,160千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 土地区画整理事業収入		7,560,160 <sup>千円</sup>
	1 使用料及び手数料	10
	2 国庫支出金	15,000
	3 負担金	50,740
	4 財産収入	5,888,694
	5 繰越金	1,027,147
	6 諸収入	578,569
歳 入 合 計		7,560,160

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		7,560,160 <sup>千円</sup>
	1 T X 沿線開発事業費	4,726,035
	2 鳥名・福田坪開発事業費	935,186
	3 上河原崎・中西開発事業費	1,860,154
	4 阿見・吉原開発事業費	38,785
歳 出 合 計		7,560,160

## 第15号議案

### 令和8年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### 1 中央病院事業

##### (1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

##### (2) 患者数

入院	1日平均	385人	年間	140,525人
外来	1日平均	900人	年間	218,700人

#### 2 こころの医療センター事業

##### (1) 病床数

精神病床数	537床 (稼働病床数276床)
-------	------------------

##### (2) 患者数

入院	1日平均	212人	年間	77,082人
外来	1日平均	283人	年間	68,227人

#### 3 こども病院事業

##### (1) 病床数

一般病床数	115床
-------	------

##### (2) 患者数

入院	1日平均	106人	年間	38,525人
外来	1日平均	215人	年間	51,850人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 本庁事業収益	140,736千円
第1項 医療外収益	140,736千円
第2款 中央病院事業収益	21,032,575千円
第1項 医療収益	18,003,230千円
第2項 医療外収益	3,019,345千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,269,426千円
第1項 医療収益	3,207,528千円
第2項 医療外収益	1,060,898千円

第3項 特別利益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,332,174千円
第1項 医療収益	62,545千円
第2項 医療外収益	1,268,629千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	140,736千円
第1項 医療費用	140,731千円
第2項 医療外費用	5千円
第2款 中央病院事業費用	21,828,360千円
第1項 医療費用	21,563,112千円
第2項 医療外費用	245,248千円
第3項 特別損失	10,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター 事業費用	4,456,237千円
第1項 医療費用	4,373,844千円
第2項 医療外費用	75,393千円
第3項 特別損失	6,000千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,350,419千円
第1項 医療費用	1,279,901千円
第2項 医療外費用	68,518千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,060,959千円は、過年度分損益勘定留保資金956,325千円及び当年度分損益勘定留保資金104,634千円で補てんする。)

収 入

第1款 中央病院資本的収入	2,653,497千円
第1項 企業債	2,339,800千円
第2項 負担金	303,697千円
第3項 諸収入	10,000千円
第2款 こころの医療センター 資本的収入	763,423千円
第1項 企業債	649,900千円
第2項 負担金	113,371千円
第3項 国庫補助金	152千円
第3款 こども病院資本的収入	1,306,371千円
第1項 企業債	1,199,000千円
第2項 負担金	102,775千円

第3項 国庫補助金	4,596千円
支 出	
第1款 中央病院資本的支出	3,497,797千円
第1項 建設改良費	2,890,403千円
第2項 償 還 金	607,394千円
第2款 ころの医療センター 資本的支出	877,161千円
第1項 建設改良費	650,239千円
第2項 償 還 金	226,742千円
第3項 投 資	180千円
第3款 こども病院資本的支出	1,409,292千円
第1項 建設改良費	1,203,743千円
第2項 償 還 金	205,549千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新県立病院建設用地先行取得等委託契約	自 令和8年度 至 令和13年度	3,230,000 <sup>千円</sup>

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県立中央病院整備事業	2,339,800 <sup>千円</sup>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立ころの医療センター整備事業	649,900			
県立こども病院整備事業	1,199,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 14,370,660千円
- (2) 交 際 費 610千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業

薬品	4,742,475千円
燃料	81,111千円
計	4,823,586千円

2 こころの医療センター事業

薬品	157,544千円
診療材料	34,087千円
燃料	564千円
計	192,195千円

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療情報機器	電子カルテシステム	1 式

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第16号議案

### 令和8年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	32市町村 2企業団
(2) 年間総給水量	146,484,053m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	401,326m <sup>3</sup>
(4) 建設改良費	
県南西広域水道事業	10,014,191千円
鹿行広域水道事業	469,217千円
県中央広域水道事業	5,057,802千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	20,204,422千円
第1項 営業収益	17,676,740千円
第2項 営業外収益	2,268,716千円
第3項 特別利益	258,966千円
支 出	
第1款 事業費用	21,117,094千円
第1項 営業費用	19,602,536千円
第2項 営業外費用	866,642千円
第3項 特別損失	635,916千円
第4項 予備費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,601,168千円は、過年度分損益勘定留保資金12,873,450千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額727,718千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	7,949,630千円
第1項 国庫補助金	3,124,657千円
第2項 企業債	1,657,100千円
第3項 出資金	2,290,000千円
第4項 負担金	70,000千円
第5項 他会計補助金	105,063千円
第6項 長期借入金	96,610千円

第7項 関連事業収入	606,200千円
支 出	
第1款 資本的支出	21,550,798千円
第1項 建設改良費	15,541,210千円
第2項 資産購入費	2,448,282千円
第3項 償 還 金	3,202,809千円
第4項 補助金返還金	358,497千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南西広域水道建設事業工事請負契約	令和9年度	2,888,579 <sup>千円</sup>
県南西広域水道建設事業工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	676,170
県南西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和9年度	92,268
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和9年度	32,780
県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和9年度	7,370
水道事業認可申請書作成業務委託契約	令和9年度	267,366
企業局財務会計システム構築業務委託契約	令和9年度	86,170

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	1,657,100 <sup>千円</sup>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をそ

の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,172,262千円

(2) 交際費 149千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、220,534千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第17号議案

### 令和8年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	248事業所
(2) 年 間 総 給 水 量	330,271,710㎡
(3) 1 日 平 均 給 水 量	904,854㎡
(4) 建 設 改 良 費	
那珂川工業用水道事業	433,406千円
鹿島工業用水道事業	2,893,138千円
県南西広域工業用水道事業	3,079,922千円
県央広域工業用水道事業	3,066,014千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	13,598,377千円
第1項 営業収益	12,054,551千円
第2項 営業外収益	1,543,826千円
支 出	
第1款 事業費用	12,657,328千円
第1項 営業費用	12,122,061千円
第2項 営業外費用	524,767千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,311,925千円は、過年度分損益勘定留保資金7,202,500千円、当年度分消費税等資本的収支調整額530,842千円及び建設改良積立金578,583千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	7,149,665千円
第1項 国庫補助金	188,400千円
第2項 企業債	4,392,900千円
第3項 負担金	2,568,365千円
支 出	
第1款 資本的支出	15,461,590千円
第1項 建設改良費	9,472,480千円

第2項 資産購入費	4,805,579千円
第3項 償還金	1,033,645千円
第4項 補助金返還金	129,362千円
第5項 基金積立金	20,524千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
那珂川工業用水道建設事業工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	1,090,000 <sup>千円</sup>
県南西広域工業用水道建設事業工事請負契約	令 和 9 年 度	1,347,682
県央広域工業用水道建設事業工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	1,900,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工 業 用 水 道 事 業	4,392,900 <sup>千円</sup>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 741,842千円
- (2) 交 際 費 97千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、55,792千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第18号議案

### 令和8年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地造成事業

阿見東部土地造成事業

土地分譲 20,000㎡

坂東山地区土地造成事業

土地分譲 203,000㎡

土地造成費 3,551,954千円

ひたちなか地区

土地造成事業

土地分譲 572,000㎡

土地造成費 1,267,100千円

阿見実穀地区

土地造成事業

阿見町実穀・小池・

荒川本郷地区

680,000㎡

土地造成費

17,306,512千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土地造成事業収益 24,464,974千円

第1項 営業収益 24,343,217千円

第2項 営業外収益 121,757千円

支 出

第1款 土地造成事業費用 23,943,862千円

第1項 営業費用 23,414,043千円

第2項 営業外費用 527,419千円

第3項 特別損失 400千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,815,312千円は、過年度分損益勘定留保資金1,815,312千円で補てんする。)

収 入

第1款 土地造成事業資本的収入 20,916,454千円

第1項 企業債	20,717,200千円
第2項 受託工事収入	195,677千円
第3項 関連事業収入	3,577千円
支 出	
第1款 土地造成事業資本的支出	22,731,766千円
第1項 土地造成費	22,125,566千円
第2項 償還金	606,200千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
阿見実穀地区土地造成事業 造成関連業務委託契約	自 令和9年度 至 令和11年度	千円 8,442,992

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域振興事業	千円 20,717,200	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、24,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 57,306千円

(2) 交際費 4千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	土地	工業団地用地	680,000㎡
(阿見町実穀・小池・荒川本郷)			

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第19号議案

### 令和8年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	45,889,601m <sup>3</sup>
(2) 1日平均処理水量	125,725m <sup>3</sup>
(3) 処理区域	神の池東部地区、神の池西部地区、波崎地区
(4) 建設改良費	2,739,816千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の資産減耗費150,000千円の財源に充てるため、企業債75,000千円を借り入れる。

収 入	
第1款 事業収益	3,806,858千円
第1項 営業収益	3,062,554千円
第2項 営業外収益	744,271千円
第3項 特別利益	33千円
支 出	
第1款 事業費用	3,719,823千円
第1項 営業費用	3,615,870千円
第2項 営業外費用	102,893千円
第3項 特別損失	60千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,187,294千円は、過年度分損益勘定留保資金955,439千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額231,855千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,850,752千円
第1項 国庫補助金	616,552千円
第2項 企業債	1,233,200千円
第3項 負担金	1,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,038,046千円
第1項 建設改良費	2,739,816千円
第2項 資産購入費	37,433千円
第3項 償還金	260,797千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	1,450,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
鹿島臨海都市計画 下水道事業	1,308,200 千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 229,350千円

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第20号議案

### 令和8年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	130,946,000m <sup>3</sup>
(2) 1日平均処理水量	358,756m <sup>3</sup>
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	5,972,338千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,524,366千円
第1項 営業収益	9,966,520千円
第2項 営業外収益	7,536,938千円
第3項 特別利益	20,908千円
支 出	
第1款 事業費用	17,503,745千円
第1項 営業費用	17,174,428千円
第2項 営業外費用	318,180千円
第3項 特別損失	7,137千円
第4項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,445,758千円は、過年度分損益勘定留保資金1,198,095千円、当年度分損益勘定留保資金44,982千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額202,681千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	6,668,604千円
第1項 国庫補助金	3,159,479千円
第2項 企業債	2,160,200千円
第3項 負担金	1,290,170千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	19千円
第6項 その他補助金	58,656千円
支 出	
第1款 資本的支出	8,114,362千円
第1項 建設改良費	5,972,338千円

第2項 資産購入費	33,076千円
第3項 償還金	2,097,619千円
第4項 基金積立金	11,329千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	1,928,180 <sup>千円</sup>
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	1,336,698
那珂久慈流域下水道工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	1,487,700
利根左岸さしま流域下水道工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	297,000
鬼怒小貝流域下水道工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	773,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	2,160,200 <sup>千円</sup>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 637,398千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,341,233千円である。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

条例 ・ その他

## 第21号議案

### 茨城県税外収入金の延滞金徴収条例及び茨城県行政手続条例の一部を改正する条例

(茨城県税外収入金の延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 茨城県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年茨城県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(公示送達)

第5条 地方自治法第231条の3第4項の規定による公示送達は、公示事項（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第2項に規定する公示事項をいう。以下同じ。）を同項に規定する総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を当該税外収入金を徴収する機関の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該機関に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする。

2 前項の場合において、同項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

(茨城県行政手続条例の一部改正)

第2条 茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号、第4条、第13条及び第14条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項前段中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は規則で定める日から、第2条及び付則第3項の規定は令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の茨城県税外収入金の延滞金徴収条例第5条の規定は、前項の規則で定める日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の茨城県行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、令和8年5月21日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第22号議案

### 茨城県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

茨城県公益認定等審議会条例（平成19年茨城県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法」の次に「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）」を加える。

第3条第2項中「公益法人」の次に「（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する公益法人をいう。）若しくは公益信託（公益信託に関する法律第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第23号議案

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第19条第1項第2号及び第24条第2項において同じ。)」を加える。

第6条第6項中「行政職給料表」を「医療職給料表(二)」に、「のうち」を「で」に、「6級以上であつて人事委員会規則で定める管理職手当の支給を受けている」を「7級である」に、「同表以外の各給料表」を「医療職給料表(三)」に、「これに相当するものとして人事委員会規則で定める職員であつて」を「6級以上であるもののうち」に改め、同条第7項中「特7級」を「7級」に、「これ」を「行政職給料表の特7级以上」に改める。

第9条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第9条の4 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第11条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから職員の休日及び休暇に関する条例(昭和29年茨城県条例第43号。以下「休日休暇条例」という。)第2条第1項に規定する休日に係る勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額を、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第12条第2項第2号中「55,000円」を「66,400円」に改め、同条第4項中「(人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削り、同条第6項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加える。

第14条の3第2項中「第12条の5第3項各号に掲げる者から引き続き」を「新たに」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の66.25」を「100分の67.5」に改め、「、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額(特定幹部職員にあつては100分の107.5を乗じて得た額、学長の職にある職員にあつては100分の68.75を乗じて得た額)」を削り、同

条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第22条の4第2項第1号ア中「, 6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125), 12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあつては, 100分の127.5)を「100分の126.25」に改め、同号イ中「, 6月に支給する場合には100分の106.25, 12月に支給する場合には100分の108.75」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「, 6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60), 12月に支給する場合には100分の52.5(特定幹部職員にあつては, 100分の62.5)を「100分の61.25」に改める。

第24条第3項中「第9条の3」の次に「, 第9条の4」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	特7級	8級	9級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	431,700	454,100	482,100	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	435,100	456,600	486,700	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	438,100	459,800	494,100	541,300
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	441,100	463,000	501,500	555,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	443,700			
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	446,100			
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	448,700			
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	451,100			
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500				
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100				
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700				
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200				
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100				
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000				
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900				
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700				
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200				
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000				
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700				
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300				
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000				
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400				
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800				
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200				
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600				
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800				
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000				
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000				
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100				
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300				
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400				
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500				
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200				
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900				
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500				
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200				

	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
定年	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
前再	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
任用	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
短時	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
間勤	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
務職	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
員以	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
外の	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
職員	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	

77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
86	266,200	305,800	355,700	397,000						
87	266,500	306,100	356,100	397,400						
88	266,800	306,400	356,500	397,800						
89	267,100	306,700	356,700	398,100						
90	267,400	307,000	357,100	398,600						
91	267,700	307,300	357,500	399,000						
92	268,000	307,600	357,900	399,400						
93	268,300	307,800	358,100	399,700						
94		308,000	358,400							
95		308,300	358,800							
96		308,700	359,100							
97		308,900	359,400							
98		309,200	359,800							
99		309,500	360,200							
100		309,900	360,600							
101		310,100	361,100							
102		310,400	361,500							
103		310,700	361,900							
104		311,000	362,300							
105		311,200	362,800							
106		311,500	363,200							
107		311,800	363,500							
108		312,100	363,800							
109		312,300	364,200							
110		312,600								
111		313,000								
112		313,300								
113		313,500								
114		313,700								
115		314,000								
116		314,400								
117		314,600								

	118		314,800								
	119		315,100								
	120		315,400								
	121		315,700								
	122		315,900								
	123		316,200								
	124		316,500								
	125		316,800								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	365,200	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第24条及び第24条の2並びに付則第4項に規定する職員を除く。

別表第8中

6 級	1 副参事又は技佐の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務	を
7 級	困難な業務を処理する副参事又は技佐の職務	

6 級	困難な業務を処理する課長補佐の職務	に改める。
7 級	副参事又は技佐の職務	

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(1) 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年茨城県条例第55号)第4条第1項

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)第6条第2項

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

第10条第1項中「から第11条まで」を「第10条」に改め、同条第2項中「給与条例第6条第11項」の次に「第9条の4」を加え、「第6条第11項中」を「給与条例第6条第11項中」に改め、「第2条第4項」との次に「給与条例第9条の4」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年茨城県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第20条において同じ。)」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日における当該職員の給料月額等を考慮して管理者が定める額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項に定めるもののほか、第2種初任給調整手当は、同項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるものに対して支給する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「から第11条まで」を「第10条」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第6条 職員の修学部分休業に関する条例(平成18年茨城県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

(病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年茨城県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第29条において同じ。)」を加える。

第6条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第6条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日における当該職員の給料月額等を考慮して管理者が定める額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項に定めるもののほか、第2種初任給調整手当は、同項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるものに対して支給する。

(地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第8条 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年茨城県条例第34号)の一部を次のように改正する。

付則第3条第4項中「第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の」及び「」という。)」を削り、同条第5項中「改正後の給与条例」を「給与条例第9条の4第1項、」に改め、同条第6項中「改正後の」を削り、同条第7項中「、第6項及び第8項」及び「並びに改正後の給与条例第6条第4項、第5項及び第7項」を削り、同条第8項中「改正後の」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(次項において「改正前の給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が6級(人事委員会規則で定める職務に限る。)であったものの切替日における職務の級は7級とし、その者の切替日における号給は1号給とする。

3 切替日の前日において改正前の給与条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が7級であったものの切替日における号給(以下この項において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下この項において「旧号給」という。)に応じて次の表に定める号給とする。

旧 号 給	新 号 給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	2
9	2
10	3

11	3
12	4
13	4
14	5
15	5
16	6
17	6
18	7
19	7
20	8
21	8

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における職務の級及び号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(人事委員会規則への委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第24号議案

### 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。  
付則第6項中「1,050,000円」を「1,060,000円」に改める。

別表第1中「1,340,000」を「1,380,000」に、「1,080,000」を「1,090,000」に、「910,000」を「920,000」に、「660,000」を「670,000」に改める。

別表第3中「235,000」を「242,000」に、「133,000」を「137,000」に、「16,000」を「17,000」に、「213,000」を「219,000」に、「232,000」を「239,000」に、「218,000」を「225,000」に、「198,000」を「204,000」に、「208,000」を「214,000」に、「200,000」を「206,000」に、「20,000」を「21,000」に、「17,000」を「18,000」に、「13,000」を「14,000」に、「7級」を「特7級」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定は、同条例第6条第1項に規定する非常勤特別職の職員のうち報酬が日額をもって定められている者については、この条例の施行の日以後の勤務に係る報酬について適用する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第25号議案

### 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の157の項及び158の項中「第14条第7項」を「第14条第6項」に、「同条第15項」を「同条第13項」に、「又は第15項」を「又は第13項」に改め、同表の160の項及び161の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同表の451の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表の451の2の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同表の475の項を次のように改める。

475 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第4項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく集約都市開発事業計画の通知に対する審査	集約都市開発事業整備特定建築物審査手数料	建築物の床面積の合計に応じて414の項に規定する額に415の項に規定する額を加算した額
---	----------------------	---

別表第1の476の項中「が住宅以外の部分」を「が住宅の部分」に改め、「であって指定確認検査機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）の業務を実施しているもの」を削り、「住宅の部分のみである場合」の次に「以外の場合」を加え、「（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この項において同じ。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」及び「の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)」を削り、同表の477の項中「の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)」を削り、同表の477の2の3の項中「が住宅以外部分」を「が住宅の部分」に改め、「（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）」を削り、「住宅の部分のみである場合」の次に「以外の場合」を加え、「（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この項において同じ。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」及び「の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)」を削り、同表の477の2の4の項及び477の4の項中「の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)」を削り、同表の477の6の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「基づくマンションの容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンションの建替えに係るマンションの容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンションの建替え又は更新に係るマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改め、同表の477の7の項中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第1条の2第1項第2号」を「第1条の8第1項第2号」に改め、同表の477の8の項中「第5条の6第2項」を「第5条の16第2項」に、「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に改め、同表の477の9の項中「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の451の項及び451の2の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の157の項、158の項、160の項及び161の項の改正規定 令和8年5月1日

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第26号議案

### 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部 を改正する条例

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第27号議案

### 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

茨城県住民基本台帳法施行条例（平成14年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1中21の項を削り、20の項を21の項とし、13の項から19の項までを1項ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。

13 茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例（令和6年茨城県条例第23号）による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1中22の項を削り、23の項を22の項とし、24の項から33の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2 監査委員の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第28号議案

### 茨城県国民健康保険条例の一部を改正する条例

茨城県国民健康保険条例（平成30年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第22条」に、「第20条」を「第23条」に改める。

第8条第2項中「次条から第19条まで」を「この章」に改める。

第20条を第23条とし、第4章中第19条の次に次の3条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第20条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、令第11条の2第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第21条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、令第11条の2第4項第1号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第22条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、令第11条の2第5項第1号に掲げる数とする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第29号議案

### 茨城県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

茨城県食品衛生法施行条例（平成11年茨城県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 第1 共通基準の部第5項第2号中「第2第1項第1号」を「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、政令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。第2第1項第1号ア」に改め、同項第3号中「場合」の次に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。第2第1項第1号において同じ。）」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、第3項第8号、第9号、第12号、第13号、第16号及び第17号並びに第4項第7号の基準を適用しない。

別表第1 第2 業種別基準の部第1項を次のように改める。

#### 1 飲食店営業

- (1) 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 簡易な営業にあつては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

イ 比較的大量の水を要しない営業にあつては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ウ 比較的大量の水を要する営業にあつては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

- (2) 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第30号議案

### 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第60条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第33条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」を「左欄に掲げる健康診断等（健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第31号議案

### 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」を「左欄に掲げる健康診断等（健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断，定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--------------------------------------

第43条第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第32号議案

### 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」を「左欄に掲げる健康診断等（健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）をいう。以下この項において同じ。））」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

第26条第1項中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

第28条第2項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削り、同条第4項中「第60条第4号及び第5号」を「第60条第5号及び第6号」に、「第102条第4号」を「第102条第6号」に改める。

第30条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第38条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第39条第5号中「第60条第8号」を「第60条第9号」に、「第102条第7号」を「第102条第9号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第58条第2項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第59条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第60条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第92条第4項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第93条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第100条第2項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第101条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第102条第8号を同条第10号とし、同条第7号中「前条第1項第4号ア」を「前条第1項第5号ア」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「前条第1項第4号ア」を「前条第1項第5号ア」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「前条第1項第4号ア」を「前条第1項第5号ア」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「前条第1項第4号ア」を「前条第1項第5号ア」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第103条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第33号議案

### 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨城県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（虐待等の禁止）

第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第15条第1項中「から第13条まで」を「，第13条」に改め、同項の表第12条の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第34号議案

### 児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第35号議案

### 茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例（昭和51年茨城県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表強度試験機器の部インストロン万能試験機（60トン）の項を削り、同表物性試験・薄膜作成等機器の部金属顕微鏡（組織解析機能付）の項中「1,650」を「1,760」に改め、同表電気試験機器の部EMI機器の項中「5,940」を「6,710」に改め、同表木材工作機械の部角のみ機の項及び昇降盤の項を削り、同表設計支援機器の部大判インクジェットプリンタの項中「2,420」を「3,080」に、「2,090」を「2,420」に、「1,540」を「1,760」に、「1,320」を「1,430」に改める。

別表第1 2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所の表試験機器類の部に次のように加える。

平 面 歪 負 荷 装 置	1 時 間	1,650
---------------	-------	-------

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表材料試験等の部材料強度試験等の項中

「

インストロン万能試験機（60トン）によるもの	1 試料・1項目	4,730
------------------------	----------	-------

」を削り、同部に次のように加える。

熱処理等（雰囲気炉によるもの）	1 時 間	4,950
-----------------	-------	-------

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表金属試験の部金属組織試験の項中「2,200」を「2,310」に、「1,540」を「1,650」に改め、同項中

「

結 晶 方 位 測 定	1 試 料 ・ 1 測 定	16,280
-------------	---------------	--------

」を削り、同部前処理の項中

「

結 晶 方 位 測 定 用 処 理	1 試 料	12,210
-------------------	-------	--------

」を削り、同表電気試験の部EMI

I試験の項中「8,580」を「9,570」に改める。

別表第2 3 茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校の表窯業試験の部エックス線回折試験の項を削る。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に設備の使用の承認又は試験、分析、検査、調製、加工等の依頼の承認を受けている者に係る使用料又は手数料の額については、なお従前の例による。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第36号議案

### 茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例（平成27年茨城県条例第28号）の一部を次のように改正する。  
別表エックス線回折装置の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第37号議案

### 茨城県建築基準条例の一部を改正する条例

茨城県建築基準条例（昭和36年茨城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第48条の2第2項第1号中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第38号議案

### 茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例

茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例（昭和46年茨城県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例

第1条中「へき地学校」を「へき地学校」に、「へき地手当」を「へき地手当」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「へき地手当」を「へき地手当」に改め、同条を第6条とする。

付則第3項中「から第5条まで」を「並びに茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例（令和8年茨城県条例第 号）による改正前の茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第4条及び第5条」に、「第4条」を「改正前の条例第4条」に、「第5条第2項」を「改正前の条例第5条第2項」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の規定は、令和7年4月1日以後の勤務に係るへき地手当の支給について適用する。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

- 3 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例」を「茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例」に改める。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第39号議案

### 茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

茨城県地方警察職員定員条例（昭和35年茨城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「2,863」を「2,869」に、「1,500」を「1,504」に、「4,826」を「4,836」に、「5,407」を「5,417」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

